

ふじみ野市都市公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第19条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 都市公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第25条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園のうち、ふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前条の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合における</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第19条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の理由によって許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者が自己の責めに帰さない理由により都市公園を利用することができなかつたとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第25条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園のうち、ふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前条の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合における</p>

るこの条例の規定の適用(前項に規定する指定管理者の業務に関する規定に限る。)については、第6条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第19条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第2項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)と、第19条(見出しを含む。)並びに別表第2備考2及び3中「使用料」とあり、第17条の見出し中「使用料等」とあり、並びに同条第1項及び第18条第1項中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

- 3 前条の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第16条第2項の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

るこの条例の規定の適用(前項に規定する指定管理者の業務に関する規定に限る。)については、第6条第2項及び第3項並びに第17条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第2項、第19条(見出しを含む。)並びに別表第2備考2及び3中「使用料」とあり、第17条の見出し中「使用料等」とあり、並びに同条第1項及び第18条第1項中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

(利用料金)

第28条 指定管理者は、利用の許可と同時にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の利用料金を当該利用者から徴収するものとする。

- 2 前項に規定する指定管理者が利用者から徴収する利用料金は、別表第2の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(市長による管理)

第29条 市長は、ふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の指定管理者の指定の手續等に関し、ふじみ野市公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例(平成17年ふじみ

第28条・第29条 (略)

野市条例第13号。以下「手続条例」という。)第4条の規定による申請  
がなかったとき、手続条例第8条の規定による指定ができなかったとき  
又は手続条例第12条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間  
を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第25  
条の規定にかかわらず、ふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園  
及びふじみ野市荒川運動公園の管理の業務の全部又は一部を行うもの  
とする。

第30条・第31条 (略)